長岡京市交通事業者燃料価格高騰対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による影響を受けている市内の交通事業者に対し、予算の範囲内において、長岡京市交通事業者燃料価格高騰対策補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、市民の生活及び経済活動を支える交通事業者の事業継続を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の 各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第3条第1号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う事業者のうち、本市の区域内を 含む路線を定めて定期に運行する者。ただし、地方公営企業法(昭和27年法律 第292号)第2条第1項第4号に規定する自動車運送事業を除く。
 - (2) 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者(福祉輸送のみを行う者を除く。)のうち、本市の区域内に本社若しくは営業所又は営業拠点となる乗車場を有するタクシー事業者
 - (3) 法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う貸切バス事業者のうち、本市の区域内に本社又は支店等を有する者

(補助金の額)

- 第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前条第1号に規定する対象者 令和3年度及び令和4年度における年間実車走行距離のうち、本市の区域に係るものを2.30キロメートル毎リットルで除した額に25円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)。ただし、京都府が別に実施する「京都府公共交通緊急支援(燃料価格高騰対策)事業補助金」(以下「京都府補助金」という。)の交付を受ける場合は、京都府補助金の交付対象となる走行距離を除く年間実車走行距離により算出した額とする。
 - (2) 前条第2号に規定する対象者 法第5条第1項第3号による事業計画に記載された車両又は営業拠点となる乗車場の配備車両1台につき、5万円
 - (3) 前条第3号に規定する対象者 法第5条第1項第3号による事業計画に記載さ

れた車両1台につき、5万円 (交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする対象者は、長岡京市交通事業者燃料価格高騰 対策補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる対象者の区分に応 じ、当該各号に定める書類を添えて、令和4年12月28日までに市長に提出しな ければならない。
 - (1) 第2条第1号に規定する対象者 事業実績内訳表又は事業計画内訳表
 - (2) 第2条第2号又は第3号に規定する対象者 法第5条第1項第3号による事業 計画又は配備車両に係る確約書
 - (3) その他市長が必要と認める書類 (交付決定)
- 第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、長岡京市交通事業者燃料価格高騰対策補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定による決定を受けた対象者(以下「補助決定事業者」という。) は、長岡京市交通事業者燃料価格高騰対策補助金交付請求書(別記様式第3号)を 市長に提出するものとする。

(実績報告)

- 第7条 補助決定事業者は、長岡京市交通事業者燃料価格高騰対策補助金実績報告書 (別記様式第4号)に次の各号に定める書類を添えて、令和5年3月31日までに 市長に提出しなければならない。
 - (1) 運行の実績(期間、運行回数、走行距離数等)が確認できる書類の写し
 - (2) 運行に要した燃料費(実績)が確認できる書類の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第1号に規定する対象者であって事業実績内訳表を提出した者及び第2号に規定する対象者に係る実績報告は、同条の規定による交付申請書の提出によりなされたものとみなす。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、補助決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、 補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるとき は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要綱は、令和4年8月23日から施行する。